

別表2 補助基準額表

(通則)

ア 各事業における基準額は、以下の表のとおりとする。

イ 都市部とは、申請年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村をいう。

(1) 認定こども園整備

○ 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分

○ 幼稚園型認定こども園を構成する認可幼稚園部分

< 本体工事費 >

(単位: 千円)

	基準額(1施設当たり)			
	標準	左記適用町村	都市部	左記適用市町
定員20名以下	50,500	河内長野市、 豊能町・能勢町・ 岬町・太子町・ 河南町・千早赤阪村 (以下同じ。)	55,600	標準以外の市町 (以下同じ。)
定員21～30名	53,000		58,300	
定員31～40名	61,500		67,800	
定員41～70名	70,300		77,300	
定員71～100名	91,300		100,400	
定員101～130名	109,800		120,700	
定員131～160名	127,100		139,700	
定員161～190名	144,400		158,800	
定員191～220名	160,400		176,500	
定員221～250名	177,700		195,600	
定員251名以上	197,600		217,200	
特殊附帯工事	7,600			
設計料加算	本体工事費及び特殊附帯工事費に係る基準額の5%			

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の認可幼稚園部分を整備する場合、整備後の1号認定子どもの定員規模(幼保連携型認定こども園にあっては認可定員、幼稚園型認定こども園にあっては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

< 解体撤去工事費、仮施設整備工事費 >

(単位: 千円)

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,012	1,113	1,802	1,983
定員21～30名	1,147	1,263	2,201	2,420
定員31～40名	1,530	1,683	2,667	2,933
定員41～70名	1,925	2,119	3,704	4,075
定員71～100名	2,716	2,987	5,557	6,113
定員101～130名	3,260	3,586	6,669	7,336
定員131～160名	4,075	4,483	8,337	9,172
定員161～190名	4,890	5,380	9,115	10,027
定員191～220名	5,705	6,276	10,634	11,698
定員221～250名	6,521	7,173	12,154	13,369
定員251名以上	7,336	8,070	13,673	15,040

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の認可幼稚園部分を整備する場合、整備前の1号認定子ども等の定員規模(幼稚園、幼保連携型認定こども園にあっては認可定員、幼稚園型認定こども園にあっては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

○保育所型認定こども園の幼稚園機能部分

＜本体工事費＞

(単位:千円)

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	35,300
定員21～30名	37,000
定員31～40名	43,100
定員41～70名	49,200
定員71～100名	63,800
定員101～130名	76,900
定員131～160名	88,900
定員161～190名	101,100
定員191～220名	112,300
定員221～250名	124,300
定員251名以上	138,200

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、整備後の1号認定こどもの定員規模(保育所型認定こども園の認定認可にかかる定員)に該当する基準額とすること。

＜解体撤去工事費、仮施設整備工事費＞

(単位:千円)

	基準額(1施設当たり)	
	解体撤去工事	仮施設整備工事
定員20名以下	707	1,262
定員21～30名	803	1,540
定員31～40名	1,071	1,867
定員41～70名	1,348	2,592
定員71～100名	1,900	3,891
定員101～130名	2,280	4,668
定員131～160名	2,852	5,835
定員161～190名	3,423	6,379
定員191～220名	3,994	7,444
定員221～250名	4,564	8,507
定員251名以上	5,136	9,571

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、整備前の1号認定こどもの定員規模(保育所型認定こども園の認定認可にかかる定員)に該当する基準額とすること。

(2) 幼稚園耐震化促進事業

<本体工事費>

(単位:千円)

	基準額(1施設当たり)			
	標準	左記適用町村	都市部	左記適用市町
定員20名以下	50,500	河内長野市、 豊能町・能勢町・ 岬町・太子町・ 河南町・千早赤阪村 (以下同じ。)	55,600	標準以外の市町 (以下同じ。)
定員21～30名	53,000		58,300	
定員31～40名	61,500		67,800	
定員41～70名	70,300		77,300	
定員71～100名	91,300		100,400	
定員101～130名	109,800		120,700	
定員131～160名	127,100		139,700	
定員161～190名	144,400		158,800	
定員191～220名	160,400		176,500	
定員221～250名	177,700		195,600	
定員251名以上	197,600		217,200	
特殊 附 帯 工 事	7,600			
設 計 料 加 算	本体工事費及び特殊附帯工事費に係る基準額の5%			

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分、幼稚園型認定こども園の幼稚園部分及び幼稚園を整備する場合、整備後の1号認定子どもの定員規模(幼稚園、幼保連携型認定こども園にあっては認可定員、幼稚園型認定こども園にあっては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事費、仮施設整備工事費>

(単位:千円)

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,012	1,113	1,802	1,983
定員21～30名	1,147	1,263	2,201	2,420
定員31～40名	1,530	1,683	2,667	2,933
定員41～70名	1,925	2,119	3,704	4,075
定員71～100名	2,716	2,987	5,557	6,113
定員101～130名	3,260	3,586	6,669	7,336
定員131～160名	4,075	4,483	8,337	9,172
定員161～190名	4,890	5,380	9,115	10,027
定員191～220名	5,705	6,276	10,634	11,698
定員221～250名	6,521	7,173	12,154	13,369
定員251名以上	7,336	8,070	13,673	15,040

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分、幼稚園型認定こども園の幼稚園部分及び幼稚園を整備する場合、整備前の1号認定子どもの定員規模(幼稚園、幼保連携型認定こども園にあっては認可定員、幼稚園型認定こども園にあっては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。